

令和元年第3回定例会における「不適正な事務執行に伴う行財政運営に関する決議」に対する市の考え方について

令和元年第3回定例会における「不適正な事務執行に伴う行財政運営に関する決議」に対する市の考え方につきまして、以下のとおりといたします。

1. 逸失利益を生じた事実は変わらないため、改めて損失分の補填に相応する項目並びにその額及び期間を、速やかに提示すること。

当該損失に対する補填については、令和元年度を初年度とする「第8次四街道市行財政改革推進計画」の実施項目によって、補填するものとします。

ただし、補填にあたっては、すでに計画されている行革効果額を除くものとします。

期 間：令和元年4月1日から令和6年3月31日までの5年間

補填額：4,765万3,270円（市議会放棄分を除く）

交付金：2,213万5,000円

使用料：【9年6か月分】2,551万8,270円

【5年分】2,694万6,526円（市議会放棄分）

2. 人員配置や事務量の平準化を図り、時間外勤務を徹底して縮減すること。

時間外勤務の縮減については、その発生要因を明らかにし、改善策を検討するとともに、業務量が増加している等から職員が少なく充足していない状況の部等に対し、適正な職員体制を確保し、事務量の平準化が図れるよう、総職員数の適正化を図るものとします。

3. 1及び2に際し、市民サービスの低下を招かないようにすること。

損失分の補填については、職員の士気への影響を考慮し、職員給与の減額措置は実施しないものとします。

また、人員配置については、総職員数の増も視野に、事務量の平準化が図れるよう、事務量に見合う適正な職員数の確保を行い、市民サービスの低下を招かないようにします。

4. 本件の分析・評価・対応策の整備を進め、内部統制制度の導入や、再発防止策を速やかに構築し、市議会及び市民に報告すること。

本件については、すでに市議会に対し説明し、ホームページにおいて市民にも周知しているところです。

また、2件の不適正な事務執行については、それぞれの事案ごとに職員の処分等を行っており、再発防止策も公表しています。

今後は、本市が抱えているリスクを洗い出し、組織全体で共有して、事務の適正な執行を確保するため、令和3年4月1日から内部統制制度の導入を予定しています。

なお、現在の取組状況といたしましては、庁内研究会を設置し、リスクの選定等を行っております。

※ 子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消し

- ・懲戒処分（令和元年8月19日）
- ・再発防止策（子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消しについて 令和元年8月21日ホームページ）

※ 市営住宅使用料（家賃）の算定誤り

- ・訓告及び厳重注意（令和元年8月19日）
- ・再発防止策（市営住宅使用料（家賃）の算定誤りについて 令和元年8月21日ホームページ）